

環境影響評価審査会 姫路天然ガス発電所部会（第3回）会議録

- 1 日時：平成29年2月1日（水） 10時00分～12時00分
- 2 場所：兵庫県庁第2号館11階 A会議室
- 3 議題：姫路天然ガス発電株式会社（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：島委員（部会長）、澤木委員、住友委員、田中委員、西村委員、益田委員、別府委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
温暖化対策課、水大気課、環境整備課、自然環境課、水エネルギー課
- 6 配付資料
資料1 環境影響評価法の手続の流れ（（仮称）姫路天然ガス発電所）
資料2 （仮称）姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価方法書
冷却塔白煙・水環境・動植物・景観・人触れ（第3回部会ご説明資料）
資料3 補足説明資料
資料4 意見の概要と事業者の見解
参考資料1 環境影響評価審査会委員からの意見
参考資料2 （仮称）姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

7 議事概要

事務局が資料1により、手続きの流れについて説明した後、事業者が資料2により、水環境に係る調査、予測及び評価について説明し、資料3により、部会質問に対して補足説明。

〔質疑〕

（部会長）

参考資料1のとおり、部会委員以外の委員から意見が出ているが、事業者から回答や補足説明等、この場で出来ることがあれば伺いたい。

（事業者）

まず冷却塔ブロー水の温度影響の予測条件について説明する。我々の計算は夏場と冬場のそれぞれにブロー水温度の設定を行い、それらの条件で拡散計算を行っている。その拡散計算は、平野の式という式を使って計算している。夏場に関して申し上げますと、ブロー水温度を45℃とした拡散計算の結果、上昇範囲がどれほど広がるかというものを計算している。これが排水の温度影響の予測結果である。海水温度の1℃上昇範囲が排水口から半径13mという計算結果となった。スライドで申し上げますと、大きな図の左側の下の方に点線で囲った範囲があるが、そちらが放水口周辺を示している。その点線部の拡大図が右下の図で、放水口から半径13mの範囲になっているということである。この結果を方法書の中に書いたということ

である。

(部会長)

今の説明は、方法書でいうと何頁にあるのか。

(事業者)

方法書の308頁に、兵庫県知事の配慮書に関する意見と事業者の見解を記載している。308頁の一番目の欄の動物・植物・生態系に関する知事の意見に対して、二段落目から、我々事業者見解として、「本事業による排水の温度分布、影響範囲が最も大きくなる夏場の条件で簡易予測したところ、想定される排水量では、影響範囲（1℃上昇範囲）は排水口より10m程度の近傍に限られる結果となるため、排水が海水の動植物相に対して与える影響の程度は小さいと考える」と記載している。このような見解を載せることをもって、先程の計算条件、予測の内容を文章で表現したということである。そして、先程の計算条件で冬場の温度条件で予測した場合はどうなるのかというのを、今スライドで映している。先程と同じような平野の式を用いて拡散計算を行った結果である。こちらの冬場の条件の場合、排水口からのブロー水温度の影響は、排水口から半径4m程度の範囲に収まったということで、夏場の条件、冬場の条件それぞれに比較した上で、より大きい方を選択し、方法書では夏場の条件で記載をした。

冬場の条件は、冷却塔の構造上、冷却塔から出てくるブロー水の温度は季節によって変わる。冷却塔は大気の湿球温度に応じて冷却能力が変わる。夏場の方は大気温度が高く湿球温度も高いので、45℃程度のブロー水温度になるのではないかと考えているが、冬場は大気温度が低下してそれに伴い湿球温度も低下してくる。その結果、冷却塔のブロー水の温度は、現時点での想定値ではあるが、20℃になるのではないかと考えている。その時の温度で拡散計算を行った次第である。以上が排水の水温影響に関する検討結果である。

(部会長)

この水温について、今説明した内容というのは、方法書でいうと先程言われた「知事意見に対する事業者の見解」というところしか記載はないのか。

(事業者)

はい。そこのみの記載である。

(部会長)

参考資料1に述べられた意見でも、計算条件と計算方法、および得られた結果についてもう少し資料を提出してもらいたいということだが、今、パワーポイントで説明した資料は特に文書で出す用意はないのか。

(事業者)

方法書の時点ではこのような考えでやっていたということで、方法書の中に選定しない理由としては記載をしていなかったということである。

(部会長)

事業者の見解としては、一応そういうことか。

(事業者)

はい。

続いて、スライム防止剤のご意見について説明する。冷却塔の循環水の水質を維持するため、事業者としてはスライム防止剤を使うと考えている。どんなスライム防止剤を使うかという具体的な薬剤は決まっていないが、一般的に次亜塩素酸ソーダを使うことが多いと考えている。スライム防止剤の影響としては、排水処理施設で適切に処理した後、海域へ放出するということが影響は可能な限り低減できるようにしていきたい。仮に次亜塩素酸ソーダを使った場合には、残留塩素等の問題が考えられるが、残留塩素については、検出限界値未満で放出することを計画したいと考えている。以上がスライム防止剤に関する意見についての事業者の回答である。

最後に、ブロー水の温度が 45℃と高いというご意見について、先程説明したとおり、冷却塔の構造により、気温によっては冷却塔の循環水温度が変わってくるといことなので、方法書では、冷却塔ブロー水の温度 45℃と記載しているが、これは最高温度ということ、気温により変わってくる。そのため、常に 45℃で排水するというのではなく、冬場にはそれなりに温度が低下する。それぞれの影響について海水温度の 1℃上昇域を検討した結果、排水口近傍に限られるということで、事業者としては動植物への影響が小さいのではないかと考え、海域に生息する動植物に影響評価の項目には選定していない。

(委員)

2点たずねたい。1つは、水環境に関して先程2名の委員は温度のことしか言われていないが、水質の面から少しおたずねしたい。富栄養化に関して、全窒素と全リン、並びにCODの調査をするということだが、全リンと全窒素の濃度が海水に比べるとかなり高濃度の状態で排水される可能性があると考えている。その点に関して、生物の発生を考えた場合に、海域の流れの方向と陸域からの淡水の流入というのは、大変大きな影響を与えるものかと思う。それに関して2点あるが、資料2の3頁で、環境要素「重要な地形及び地質」に関して、この辺りは地形改変が行われないのでという説明だったが、堤防で囲まれた閉鎖海域の中へ排水を流すことが計画されている、それから堤防のすぐ外側に河口があるという2点を考えて、そして川からの流出の一部は、堤防で囲まれた閉鎖海域へ流入するかもしれないような形状をしている。ということで、この堤防で囲まれた中と周辺、河口に近い辺りはかなり富栄養化の影響が及ぶ可能性があるのではないかと考える。そのため、この辺りの人工地形を含めて、河川の流出と通常海流とを考慮して、排水は量的にはわずかなものかもしれないが、わずかであっても窒素とリンの濃度が高いものを排出した時に、その辺りの水の流れと相まって、どういう影響を与えるかというのは、やはり検討された方がいいのではないかと私は思う。地形に関してはそれが1点である。

次に資料2の4頁で、海域に生息する動物と植物に関して、影響が少ないから、配慮する項目とはしないとされたが、それでは私は問題があると思う。これに関しては、温度などの側面から他の委員が同じような指摘をされているが、温度が大丈夫でも窒素とリン、ケイ酸の影響が非常に大きいと思う。冷却塔に使う予定の水は川から採取される。ということは、ケイ酸に関しては、川の水の値そのまま、ないしは濃縮されて高い濃度で排出されると思う。海水の中で富栄養化が進まない大

きな理由というのは、この三つの成分が少ないからである。陸域からこの窒素、リン、ケイ素が流出するような海域では、必ず富栄養化が起こる。そのため、海域の生態に関する影響というのは、事前に検討されておく、つまりバックグラウンドをきちんと検討された状態で、その後実際に流出が起こった時にどの程度の影響を与えるかということは、配慮する項目の中に入れておくべきだと私は考える。以上2点である。

(事業者)

まず流向・流速の話である。他事業者の話が若干絡むため、明快なことはなかなか言いがたい状況だが、閉鎖海域なので流向・流速があまりないのではないかというご意見については、我々の事業計画地の横に他事業者の発電所があり、同じ水域から海水を吸い上げて冷却用水として使用している。そのため、この辺りは完全な閉鎖海域という形ではなく、一部流れがあるのではないかと考えている。スライドの図でいうと、他事業者の発電所の西側の護岸から海水を吸い上げている。その量については我々は把握できないが、動きはある海域だと我々は認識している。

窒素、リンに関しては、資料2の13頁の17番の地点で広域総合水質調査が行われており、その情報を把握して窒素、リンの状況が現況どうであるのかといった点についてきちんと把握していきたいと考えている。十分ではないかもしれないが以上が回答である。

(委員)

海水の動きがあるということに関して、海水の動きがあればなおのこと淡水の影響が大きく出てくるため、その辺は慎重に検討される方がよいと思う。もし動きがなくて外に出ていっているようならば、要するに淡水と海水の混合層の付近で非常に大きな生物生産が起こるので、境界がどのあたりに生じるかということが結構重要だと思う。そのため、海水が内湾にまで行くような環境があれば、その分だけ陸に近い所で生物生産が起こるので、むしろ動かない方が外の方で同じようなことが起こるかもしれないということもあると思う。やはり淡水と海水とがどのような形で混合するのか、それは成層した状態で上に行くのか、それとも堤防のある中でそれが起こるのかということも含めて少しきちんと検討された方がよいと思う。

(事業者)

我々が今考えている文献調査以外にも調査をした方がよいということか。

(委員)

もし可能であれば、やはりシミュレーションを行うなど、そういうことをして検討された方がよいと思う。必ず影響が出ると思う。

(事業者)

窒素、リンに関しては、どう拡散するかというシミュレーションは行おうと思っている。その結果、環境基準に対してどの程度影響があるかというのを準備書の段階では示したいと考えている。

事業者が資料2により、動物・植物に係る調査、予測及び評価について説明。

[質疑]

(委員)

この生物に関する調査については、陸域のことしか考慮されていないが、先程述べたような理由で海域もぜひ調査に入れて欲しい。現状どうあるかということを知っておくことは、今後実際に稼働した時に、どのように海域が変化したかということを知る時に必ず必要になるので、その部分は調査しておいてほしい。特に富栄養化に関しては、何でもかんでもはなかなか難しいと思うので、春・秋のブルーム時期の海水中の基礎生産に関わるようなプランクトンや、或いは底質であれば年間を通じて採取が可能だし、探すとある程度はデータも見つかるかもしれない。底質の中でも同じような分析が行われていると思うので、特に基礎生産に関するデータをぜひ現地調査の中に含めておいてほしいと思う。

(事業者)

我々としては、先程説明したとおり、冷却塔ブロー水の量が少ないということと、温度影響もそれほど大きくないのではないかと考えているため、方法書では陸域の動植物の評価のみとしたいと考えている。先生のおっしゃられる底質の状況等については、準備書において文献調査の結果をまとめ、その状況を把握するという事はやっていきたいと思う。我々の見解としては以上である。

(部会長)

別の委員からの意見でも、温排水等の影響により海域に生息する動植物を選定する必要があるのではないかという意見があったが、それについても今の回答ということによいか。

(事業者)

我々の見解としては、シミュレーションをした結果、それほど影響が大きいのではないかと考え、項目には選定していない。

(部会長)

生態系を選定しない理由はどういうことか。

(事業者)

発電所アセス省令の規定に基づき、生態系に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかではないかと考えたため、評価項目として生態系は選定しないこととしている。具体的な特性を挙げると、地歴及び現状は、発電所計画地は継続的に人為的な影響を受けており、地域を特徴づける生態系が成立する基盤となる場所ではないと考えている。具体的に申し上げますと、対象事業実施区域の発電所計画地は、1970年から2003年まで出光兵庫製油所が操業していた場所である。我々の計画地はその撤去跡地ということである。その閉鎖後も、地主である出光興産によって、定期的な草刈り・パトロール等により管理されている。人為的な環境が継続しているという状況である。さらに、対象事業実施区域は条例等による重要な自然環境保全地域等には指定されていないという状況である。これが計画地の状況である。事業特性については、本事業では地形改変は行わないということであり、現況が人為的な環境であること、さらに事業特性として地形改変は行わないということから、

地域を特徴づける生態系がないと考えて環境影響の程度が極めて小さいということが明らかであるということに該当すると考え、生態系を項目として選定していない。

資料2により、冷却塔白煙に係る調査、予測及び評価について説明。

〔質疑〕

(委員)

白煙という言葉が、市民に理解される説明というのがこの中に無いように思う。やはり大気環境について、陸地に住む市民の方の関心というのは、どんなものが出てきて、そして排出されたら自分たちに影響があるのかという思いで読んだり聞いたりすると思うので、そこの辺りの説明は必要ないのか。

(事業者)

冷却塔白煙という言葉が一般的かというのと、若干専門的な用語かもしれない。それについては、次の準備書段階で、白煙とは一体何なのかということの説明したいと思う。

(委員)

湯気と考えたらよいのか。熱いものが冷えたら湯気が出て、空中でそれが水滴になる。

(事業者)

まさにそのとおりである。冷却塔排出口から飽和蒸気が排出され、周りの空気と混合して空気自体が冷えてくると水蒸気を蓄えきれない状態になってきて、その状態で水蒸気の一部が凝結して非常に微細な水滴に変わるという現象、これが全体的に見ると湯気の煙として見えるという現象である。それを我々は冷却塔白煙という言葉で読んでおり、我々としては一般的だと思っていたが、ご指摘のとおりなかなか分かりにくい表現かもしれないので、準備書段階では、出来る限り文言の表現に関しては工夫していきたいと思う。

(委員)

飛沫水滴というふうに書いているのがそれか。

(事業者)

これも二通り種類があって、冷却塔から出てくる白煙というのは元々出た時点では水滴ではない。飽和蒸気として空気中に含まれたものが排出される。これが周りの空気との混合により空気自体の温度が下がり、飽和蒸気量を蓄えきれない状態になった時に、微細な水滴としてそれが湯気として見えるという現象である。我々が飛沫水滴と書いているのは、冷却塔は空気と水を直接触れさせることによって熱交換をするという構造になっている。空気をファンで側面から吸い上げて空気を上方に出すが、その際に水と直接的に触れ合っているため、水の一部が、飽和蒸気ではなく微細な水滴として空気に同伴するという現象が起こる。その微細な水滴を取り除く機械を設けるが、やはり非常に微小な水滴に関しては、空気と同伴されて冷却

塔の出口から外気へ出て、それが一部下に落ちてくる。それを我々は飛沫水滴と説明している。

(委員)

雨のようにポタポタ落ちてくるのか。

(事業者)

雨ほど感じるようなものではない。冷却塔の間近で、何かあるなという感じのものである。

(委員)

それが住宅や道路に落ちるといえることはあるのか。

(事業者)

それはない。そこまでは届かないと思っている。

(委員)

どれぐらいの高さまで上がるのか。

(事業者)

冷却塔はまだ設計をしていく段階であるが、よくある冷却塔では、地上から 20 m程度の所に排気口を作る構造のものが多いと思っている。少し大きな水滴に関しては、20mの排気口の近くに水滴が落ちてくる。冷却塔のそばを通ると何か水を感じるなということ、経験上ある。ただそれが、遠く離れた住宅地等へ雨のように感じるようなものが落ちてくるかということ、そういうものではない。

(委員)

その水滴は何を含んでいるのか。

(事業者)

水滴自体は発電所の冷却用の循環水と空気が熱交換することによって出てくる水滴であり、循環水がそのまま一部水滴として外に出ることになる。その循環水に関しては、水質管理の観点から、スライム防止剤、スケール防止剤というものを注入する予定である。これは一般的に冷却塔を使っているプラントで使われている薬剤を選定していきたいと思っている。

(委員)

特にそれは供用後に問題になるかもしれないということか。

(事業者)

まさに冷却塔を使うことによって生じる影響である。工事中は冷却塔を使わないため特段問題は発生しない。

(委員)

ここにあるように、風向きや風速、気温、湿度、季節によって調査するのか。

(事業者)

発電所が動いている間は冷却塔も動く計画となるので、冷却塔が動いている間はそのようなものが出てくる。

(委員)

随分色々と違いがある。その辺りの説明は 27 頁に書いてあるが、そこにある説明は「対象地域」ということで、これは対象事業地域であって、現地調査をする内

容については説明が分かりにくい。

(事業者)

補足で説明させていただく。

(委員)

ここで答えてもらうという以前に、そういうものを示されていたらと思う。対象実施地域というのはもう何度も何度も出ている。だから、この方法書の方で探してみたが、1 kmの範囲というのは妻鹿でいいのか。

(事業者)

1 kmの範囲は妻鹿に限らず対象事業実施区域周辺の1 kmである。

(委員)

しかし一般の市民から見て、対象事業実施区域周辺の1 kmってどの辺だろうと思う。その辺りが専門家の皆さんが考えられる内容と違う。やはりこれは何のためにアセスメントがあるのかというと、県民市民の生活、動植物も含めた、生きているもの、或は経済生活、消費生活にどういう影響があるのかと、今更言うまでもなくそういうものだと思うので、もう少し丁寧に、必要があるものを想像して、皆さんも生きている人間だと思うので、ご自分がもしその地域に居たらというぐらいまで思いを致してもらえたらありがたいと思う。よろしく願いしたい。

(事業者)

分かった。

一点回答をしていなかったものがあるが、周辺1 kmというのは何を考えて1 kmとしているのかということについて回答する。白煙が出ることによって、視程障害、例えば道路に白煙がたなびいてきて、白煙が存在することによって前が見にくいというようなことがあるかないかということを検討するために、この白煙という項目を選定している。従い、準備書の段階では、1 kmの範囲を明確に図に示した上で、その地域の範囲で白煙がどのようにたなびくのか、それも白煙が発生しやすい状況を踏まえたうえで、どうたなびくのかというものをシミュレーションした上で説明したいと考えている。

(委員)

気象のことなので、春夏秋冬、時間、風向き、全ての条件で違ってくる。だから、数字で全てが分かる訳ではないと思うので、その検証はしっかりやってほしい。

(事業者)

その点も含めて、事後調査でどのように検証していくかというの、今後検討していきたいと思っている。ご意見ありがとうございます。

(部会長)

方法書の276頁にこの白煙についての調査・予測の手法が詳しく記載されているが、予測地域は冷却塔を中心とした半径1 kmということだが、3番の調査地域が「対象事業実施区域及び近傍地域」という非常に曖昧な書き方で、他の項目はみな調査地域と予測地域が同じとなっているが、ここだけ記載に違いがあるのは何か特別な理由があるのか。

(事業者)

特別な理由はない。先行事例に倣って書いた結果である。おっしゃるとおり少し他の予測項目と合っていない。その辺り、見せ方もきちんと考えて今後検討していきたいと思う。

(部会長)

冷却塔から半径 1 km の範囲というのは、着地水滴が予測される範囲ということか。

(事業者)

着地水滴はあまり遠い所まで飛ばない。白煙がたなびく範囲として 1 km を考えている。

(部会長)

分かった。

事業者が資料 2 により、景観・人と自然の触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価について説明。

[質疑]

質問なし。

[内容全般について質疑]

(委員)

先程の白煙について、煙突の高さというのは、今後何らかの状況の下では、再検討されるというスタンスでまだいるのか。

(事業者)

煙突の高さは 80m で事業計画を立てており、その 80m の時の環境影響を予測・評価していきたいと思っている。当然ながら、環境影響が非常に大きいという場合には、計画自体を見直す可能性があるが、現時点のところでは、まだ予測をしていないため、予測をした上でその判断はしていきたいと思っている。

(委員)

分かった。

(委員)

意見ではなく質問だが、人と自然の触れ合いの活動の場に関して、今回の工事の場合は、そういう場所が公園を除いてはあまり影響が無いと思うが、この触れ合いの活動の場というのは、おそらく工事も主として終日行う部分が多いのではないかと想像するが、実際に活動を市民の方がやっているのは、ほぼ休日や週末に偏っているのか。

(事業者)

人と自然との触れ合いの活動の場の状況、これに関して、調査をしてその特性を明らかにしていきたいと考えている。我々が現地を見た感覚で申し上げると、やはり野球場としての利用が多く、休日に利用が多いかと思う。しかし平日でも一部野

球をやっている人もいるため、その利用特性を今後調査した上で把握していきたいと考えている。

(委員)

これは調査の結果、利用されているのが比較的少ない時間帯に大量輸送を行なうなど、そういう計画を立てる予定なのか。

(事業者)

基本的には、我々の工事でどれぐらい車両が入ってくるのかというのを明らかにした上で、現況の交通量と比較して、どの程度影響があるかというところをまず把握したいと考えている。それで影響が大きいということになれば、追加の環境保全措置というのを合わせて検討していきたいと考えている。まずは現況の把握、それと将来の我々が付加するインパクトがどれぐらいあるのかというのを今後精査し、準備書で明らかにしたいと考えている。

(委員)

灘浜緑地について、現地調査では、通路のような場所を掘り返して管を敷設するという話だったが、今回の計画では、地形改変等は無いという話になっているが、実際には一時的にでも掘り返す工事が発生すると思うが、その辺りは何か影響があるとは考えていないのか。

(事業者)

我々の計画では、燃料供給管の工事をするという事で、その工事が一部、人と自然との触れ合いの活動の場の対象地である灘浜緑地で工事をするため、その影響について事業者の方で整理している。灘浜緑地自体の構成は、野球場とその他緑地で構成されている。我々の工事で使いたいと考えているのは、スライド画面の青い部分に燃料供給管を敷設したいと考えている。その敷設工事により、どのような影響が考えられるかというのを、スライド画面の左で整理している。この構成要素毎に、どんな影響が考えられるかというのを整理しており、まず公園の中の緑地の部分に関する整理をご説明する。公園の緑地部分で工事をするようになるため、利用性の変化がどうなのかと考えた。利用性の変化の予測は、灘浜緑地内の燃料供給管敷設距離は400m程度で、工事のガス管の敷設は、一般的に十数m/日で実施されるため、工事期間は2、3ヶ月の期間で実施すると想定している。工事期間は一時的であると考えているため、一時的には少し影響はあるが、恒常的に工事をするわけではないということを見ると、影響の程度は小さいと整理している。

もう一点、「この工事をやることによって、この緑地にアクセス出来なくなるのではないか」という話については、工事の専有面積は一般的に百数十m程度と考えられる。ということで、灘浜緑地へのアクセスルートは確保されているため、灘浜緑地の利用は可能だと考えている。そういう観点から考えると、アクセスへの影響も極めて小さいと考えられる。さらに、直接改変を行なうということへの影響については、工事で使おうと思っている範囲は、灘浜緑地の緑地面積全体に対して約2%と限られる。具体的には、緑地面積が28,000㎡ぐらいあり、そのうちの600㎡ぐらいを工事範囲で使用したいと考えている。そのため、全体の中のごく一部を使うため、直接改変という観点からも影響はそれほど大きくないと考えている。これが

公園の構成要素のうちの緑地に関する部分である。

もう一点は、ここで野球をする方々への影響について整理している。アクセスに影響があるかどうかという話については、この野球場自体は、我々の工事によってアクセス出来なくなるということは考えられないため、極めて影響は小さいのではないかと考えている。さらに、直接改変を野球場のところで行なうかという、現在計画している工事範囲には野球場は含まれないため、野球場の使用に与える影響も無いと考えている。

以上のことを整理して、今回対象事業実施区域の一部が人と自然との触れ合いの活動の場である灘浜緑地に掛かっていることに関しては、影響がそれほど大きくはないのではないかとということで、灘浜緑地の工事の影響は、今回評価項目としては考えていないということである。

(委員)

利用については、大事なさそうということは分かったが、例えば地面を掘ったりして振動・騒音等多少なりともあるかなという気がする。それは全体計画の中ではそれほど大きな影響がないということでのよいのか。

(事業者)

おっしゃるとおりである。可能な限り騒音・振動等の配慮はしていきたいと思っている。工事は一時的であるので、当然、人為的な活動をすれば何らかの影響が出るかと思うが、その影響を出来る限り小さくして工事をしていきたいと考えている。

事業者が資料4により、環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解について説明。

[質疑]

(委員)

資料4の17頁について、交通量が多いから渋滞が常態化しているということだと思うが、これはどれくらいの状況で常態化しているのか調べたか。単に住民の方の意見なのか、本当に交通容量に比べて多くの車が走っていて混雑している中で、さらに建設車両が走れば当然混み合う。そのあたりの状況について意見があれば教えてほしい。

(事業者)

まず現状を把握するという観点では、今後の現地調査で対象事業実施区域周辺の交通量を把握していく考えである。現在渋滞をしているかどうかということについては、少し人によって見解が分かれるところだと思うので、定量的な数字をまず把握したいと思う。今後の流れとしては、基本的に交通量を減らすことにより、大気環境や騒音・振動への影響も低減できると考えているので、我々の建設工事に使う車の車両台数の平準化、もしくは可能な限り交通量を減らしていくことを今後検討したいと思っている。

(部会長)

事業者の見解の中で、老朽火力電源等と置き換わるということが何回か繰り返されているが、御社が他の発電所を持っているわけではないので、これは競争の結果として他社の老朽火力が減っていくという見解か。

(事業者)

姫路天然ガス発電株式会社はこの発電所が初めての発電所となるということで、他の電源をもっていない。委員がおっしゃるとおり、我々は効率の良い発電所を作りたいと考えているため、老朽火力に対して、経済的に優位な電力を提供できるのではないかと期待をしている。その結果、経済原理に基づき効率の悪い老朽火力は発電原価も高いと想定されるため、競争の結果、我々の電気が市場に受け入れられていくのではないかと、そういう観点をもってこのような回答をしている。

(部会長)

分かった。

(委員)

資料4の意見3番の地震・津波対策に関するところの見解で、「現時点では津波対策は講じない予定です」と答えているが、将来もっと何か強靱な対策をとるなどの予定があるということか。

(事業者)

「現時点では」と書いてあるが、津波の想定高さと我々の作ろうとしている発電所計画地の地盤の高さを比べると、津波の高さより高い地点に地盤があるため、基本的には対策は必要ないと考えている。その他必要な対策については、電気事業法等の関係法令に基づき、安全面に配慮した計画にしていきたいと考えている。